

# 資料 6

施行日における  
市町村通知の実施  
について  
(法務省提供資料)

# 施行日における市町村通知の実施について(イメージ)(案)

施行日の6月前

基準日

平成24年5月中旬～6月1日頃まで(\*)

(\*)施行日1月前に全市町村からデータ受領

平成24年7月頃

入国管理局から市区町村へ情報提供

仮住民票作成開始

市町村において、施行日に当該市区町村の外国人住民であると見込まれるか否かの判断を行う。

仮住民票作成・記載事項の通知

## 市町村通知の実施

○情報連携端末を用いて施行日に市町村通知を行う場合の問題

- ・施行日に全市町村から一斉に電子データが送信された場合、LGWAN回線の帯域の制約から通信に支障が生じ、市町村通知だけでなくLGWANを活用した他の行政情報の通信も滞るおそれがある。
- ・全市区町村から送信された市町村通知データと法務省DBの外国人情報を統合させる作業(データの突合、突合エラーデータに係る市町村への確認問合せ及びその結果を踏まえたエラーデータの補正等)には、約1か月を要するため、その間市区町村とのやり取りを行うことができない。

施行日から市町村との円滑なシステム連携を実現するため

◎施行日に行うべき市町村通知を2～1月程度前倒しで実施

- ・施行日1月前を目途に、既存住基システムから抽出した仮住民票(基準日時点分)のデータを、外部記憶媒体(CD-Rを予定)に格納して、法務省へ送付していただく想定。

住民票へ移行

住民票に移行した者のうち、仮住民票情報から変更があった差分のみ情報連携端末(LGWAN経由)で施行日直前に法務省へ通知(※)

※ 法務省通知と同じファイルレイアウトで検討中(7月中目途で確定)

※ 施行日前日(実際には2～3日前を想定)時点の仮住民票データと基準日時点分の仮住民票データの差分データを情報連携端末に搭載する差分抽出ツール(法務省にて開発)で抽出していただく想定

# 仮住民票データの送付(イメージ)①

基準日

基準日翌日

施行日1月前目途  
(平成24年5月中旬～  
6月1日頃まで)

施行日前日(平成24年7月頃)  
(実際には2～3日前を想定)

仮住民票A  
(基準日時点分)

既存住基  
DB又は  
手入力

仮住民  
票データ

・抽出データ(マスタ)は  
市町村で保管  
・抽出データ(コピー)を  
媒体で法務省に送付

抽出データ(マ  
スタ)保管

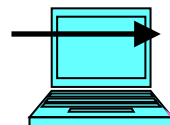
法務省

抽出  
データ  
(コピー)  
送付

【抽出データα】

(市町村保管:バックアップ及び後日の  
差分抽出用)

差分抽  
出データ  
を、送信  
タイミン  
グ分散  
の上、  
LGWAN  
で送信



情報連携端末

法務省

仮住民票A差分  
(修正・消除)

仮住民票Aの作成対象者からの外国人登録の変更登録申請  
や市町村の調査等により、仮住民票Aの修正や消除が発生

【抽出データβ】

・施行日前日時  
点の仮住民票  
データを抽出

仮住民票B  
(基準日翌日以  
降時点分)

基準日翌日以降～施行日前日までの間に仮住民票作成対  
象者に該当する外国人について作成

仮住民  
票データ

仮住民票B差分  
(修正・消除)

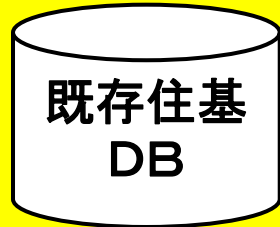
仮住民票Bの作成対象者からの外国人登録の変更登録申  
請や市町村の調査等により、仮住民票Bの修正や消除が発  
生

既存住基  
DB又は  
手入力

・搭載されて  
いる専用ア  
プリケーシ  
ョンに抽出  
データα及  
びβを  
取り込み、  
基準日翌  
日以降の  
差分デー  
タを抽出  
・抽出した  
差分デー  
タを情報  
連携端末  
で法務省  
に送信(※  
ただし、  
送信タイ  
ミングは  
分散する  
必要あり)

## 仮住民票データの送付(イメージ)②

基準日



又は



情報連携端末  
(専用アプリケーション)

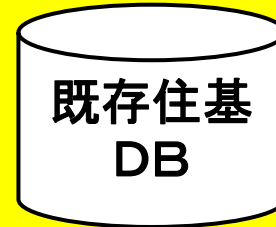
住基統一文字コードで抽出後、  
情報連携端末を用いて文字コードを変換

手入力でデータ作成

抽出データα

対象: 仮住民票データA  
ファイルレイアウト: 市町村通知ファイルと同一  
ファイル形式: CSV  
文字コード: UNICODE (UTF-8) バージョン4.0  
突合キー項目(※他にシステム管理用項目あり):  
①外国人登録番号(英字1桁, 数字8桁)  
②国籍・地域  
③氏名(英字)  
④氏名(漢字)  
⑤性別  
⑥生年月日  
⑦住所

施行日前日



又は



情報連携端末  
(専用アプリケーション)

住基統一文字コードで抽出後、  
情報連携端末を用いて文字コードを変換

手入力でデータ作成

抽出データβ

対象: 仮住民票データB  
ファイルレイアウト: 抽出データαに同じ  
ファイル形式: 抽出データαに同じ  
文字コード: 抽出データαに同じ  
突合キー項目(※他にシステム管理用項目あり): 抽出データαに同じ

# 【参考】仮住民票の作成のための登録原票上の措置

再掲 ※実務研究会(第9回)資料2-②

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000082155.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000082155.pdf)

施行日の6月前

基準日

施行日

入国管理局が保有する外国人登録記録

## 法務省からの市町村への情報提供

外国人登録原票の正確性確保及び仮住民票作成支援を目的として、登録管理官から情報提供を行う。

### 情報内容

#### 在留関係情報

- 在留の資格，在留期間・在留期限
- 仮滞在許可，仮滞在期間・仮滞在期限

#### 登録原票の閉鎖事由に関する情報

- 閉鎖事由
  - ・ 出国
  - ・ 日米地位協定等該当
  - ・ 外交・公用への在留資格変更 など
- 事由発生年月日

- ・再入国許可満了については、従来どおり毎月情報提供。
- ・地方入管からの出国通知については、従来どおり提供。

法務省から提供された在留関係情報と登録記録が齟齬

↓  
登録原票備考欄に在留関係情報を記載しておく。

仮滞在許可に係る情報  
↓  
備考欄に記載しておく。

出国等の閉鎖事由あり。  
↓  
登録原票を閉鎖する。

必要に応じ、改正住基法附則第3条第4項に基づく照会を行う。

登録記録の齟齬を解消するための取組み

仮住民票作成開始

仮住民票作成

住民票へ移行

市町村において、施行日に当該市区町村の外国人住民であると見込まれるか否かの判断を行う。

市町村において、所定の手続(外国人登録の変更、調査等)により仮住民票を修正することがあり得る。

施行日後速やかに住民票に移行した者について法務省へ通知  
(市町村通知：入管法第61条の8の2)

※仮住民票作成に関し、必要に応じて法務大臣に情報提供を求める(改正住基法附則第3条第4項)。